

議案 2 自家用有償旅客運送の更新登録について

1 自家用有償旅客運送の更新登録について

- 道路運送法第 79 条に基づき国土交通大臣の行う登録を受けて、市町村運営有償運送を行っている以下の地域バス路線の登録の有効期間が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間となっている。
- 各地域バスは地域内を移動する際の交通手段として定着しており、今後も引き続き当該地域バスの運行を行うため、更新登録の申請を行いたい。

(対象路線)

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程	備 考
1	美山 連絡所	大宮	ルポの森	68.7km	美山地域乗合バス 羽生・宇坂ルート
2	皿谷	獺ヶ口、美山小学校、 みやまこども園	梶谷	14.2km	美山地域バス 芦見ルート
3	河内	美山小学校、みやまこ ども園、伊自良温泉	品ヶ瀬南	24.7km	美山地域バス 味見ルート
4	ハツ俣	鮎川、長尾	ゲンキー なつめ店	30.4km	海岸地域バス 海岸広域ルート
5	ハツ俣	蒲生、浜北山	越廼中学校	9.2km	海岸地域バス 越廼地区ルート

2 各地域バスの概要と利用状況

- 資料 2-1 のとおり

3 参考資料

- 資料 2-2：各ルート路線図

(参考：道路運送法抜粋)

第七十九条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

第七十九条の六

第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

(参考：道路運送法施行規則)

第五十一条の三

法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(略)

四 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

第五十一条の十

法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

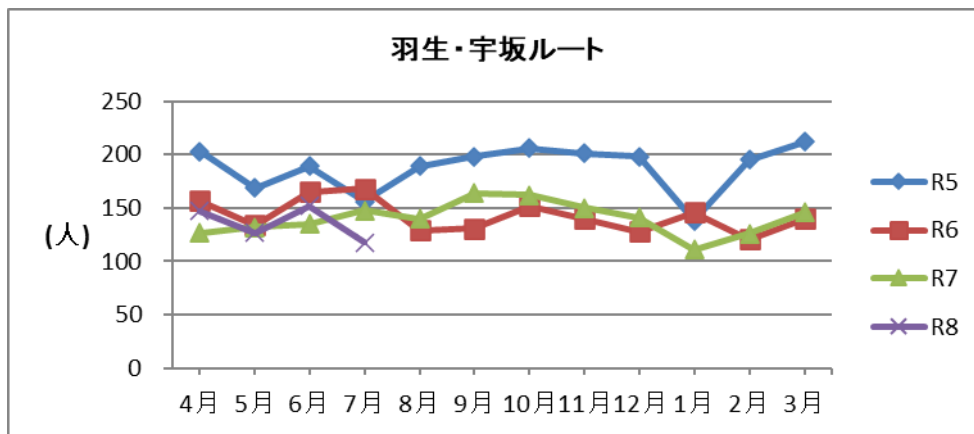
(略)

2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

美山地域バスについて

1 運行の経過

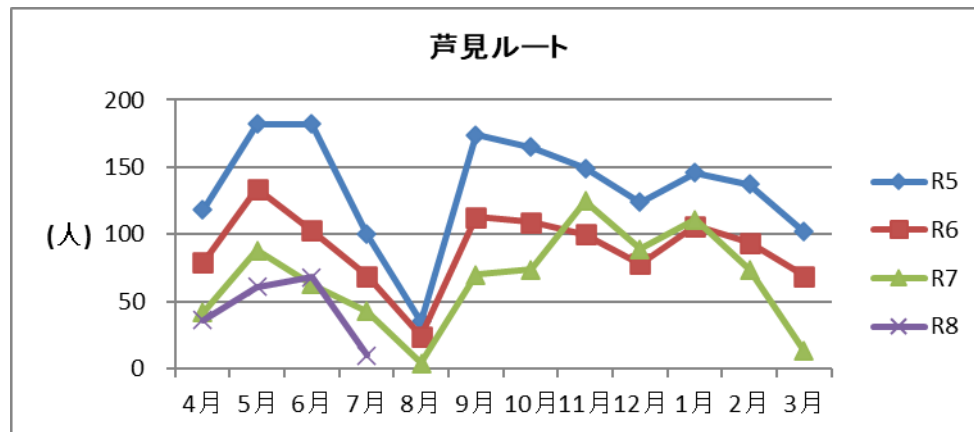
平成 17 年 4 月	美山地域バス（羽生・宇坂ルート）の運行開始
平成 20 年 7 月	第 2 回活性化会議で美山地域、海岸地域、清水地域における公共交通の現状について協議
平成 20 年 9 月	第 3 回活性化会議で各地域住民との協議状況について経過報告
平成 20 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
平成 20 年 12 月	第 4 回活性化会議で美山地域バス（芦見、味見ルート）、海岸地域バスの運行計画案を承認（道路運送法 79 条に基づく運行）
平成 21 年 4 月	美山地域バス（芦見、味見ルート）、海岸地域バスの運行開始
平成 21 年 7 月	第 1 回活性化会議で美山地域バス芦見ルートの停留所新設について協議（リズムの森、ごっつおさん亭）
平成 23 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
平成 25 年 1 月	第 4 回活性化会議で美山地域バス芦見ルート、味見ルートの停留所新設及びそれに伴う運行経路の変更について協議（小和清水、蔵作、小宇坂、小宇坂島）
平成 25 年 6 月	第 1 回活性化会議で美山地域バス芦見ルートの停留所新設及びそれに伴う路線の延長について協議（梶谷）
平成 26 年 6 月	第 1 回活性化会議で美山地域バス味見ルートのルート上への停留所新設を報告（東河原）
平成 26 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
平成 27 年 6 月	第 1 回活性化会議で美山地域乗合バス羽生坂ルートのルート上への停留所新設を報告（品ヶ瀬、小和清水、大久保、奈良瀬）
平成 27 年 12 月	第 3 回活性化会議で美山地域バス芦見ルートの停留所の設置箇所を若干移動（西中） 第 4 回活性化会議で美山地域乗合バス羽生字坂ルートのダイヤ変更及びルート上における停留所の新設について協議（品ヶ瀬、小和清水、大久保、奈良瀬）
平成 29 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
令和 2 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
令和 3 年 2 月	第 2 回活性化会議で美山地域バス芦見ルートの停留所廃止及び経路の変更について協議（ごっつおさん亭）
令和 3 年 3 月	書面で美山地域バス芦見ルートの停留所新設（朝谷町）及び味見ルートのダイヤの変更について協議



美山地域バス（芦見ルート）

(人)

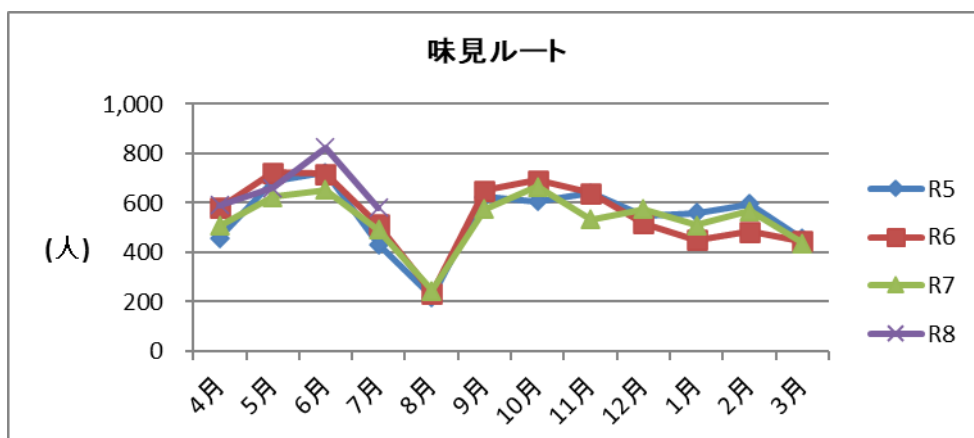
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5	118	182	182	100	35	174	165	149	124	146	137	102	1,614
R6	79	134	103	69	24	113	109	100	78	106	94	69	1,078
R7	42	88	63	43	4	70	74	125	89	111	74	13	796
R8	36	61	68	10	-	-	-	-	-	-	-	-	175



美山地域バス（味見ルート）

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5	459	686	722	433	219	623	605	640	550	560	595	456	6,548
R6	580	724	717	512	235	650	693	640	518	450	483	445	6,647
R7	508	624	653	492	245	574	667	534	576	510	566	437	6,386
R8	590	660	825	580	-	-	-	-	-	-	-	-	2,655



海岸地域バスについて

1 運行の経過

平成 20 年 7 月	第 2 回活性化会議で美山地域、海岸地域、清水地域における公共交通の現状について協議
平成 20 年 9 月	第 3 回活性化会議で各地域住民との協議状況について経過報告
平成 20 年 12 月	第 4 回活性化会議で美山地域バス（芦見、味見ルート）、海岸地域バスの運行計画案を承認（道路運送法 79 条に基づく運行）
平成 21 年 4 月	美山地域バス（芦見、味見ルート）、海岸地域バスの運行開始
平成 21 年 7 月	第 1 回活性化会議で路線の延長及び停留所の新設を行う
平成 23 年 1 月	第 2 回活性化会議で海岸地域バス越廼地区ルートのダイヤ修正を協議
平成 23 年 2 月	第 3 回活性化会議で海岸地域バス広域ルートの停留所新設やパーク＆バスライド駐車場の整備について協議
平成 23 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u> 書面で海岸地域バス越廼地区ルートの停留所新設及びそれに伴う運行経路の変更について協議（浜北山）
平成 25 年 1 月	第 4 回活性化会議で海岸地域バス広域ルートのダイヤ変更、停留所新設及びそれに伴う路線延長について協議（悠和園）
平成 26 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
平成 28 年 1 月	第 4 回活性化会議で海岸地域バス広域ルートの運行計画変更について協議
平成 29 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
令和 2 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
令和 4 年 2 月	書面で海岸地域バス広域ルートの運行路線延長に伴う停留所の新設及びダイヤの変更について協議（ゲンキーなつめ店）
令和 5 年 2 月	第 3 回活性化会議で海岸地域バス広域ルートの運行経路変更に伴う停留所の新設及びダイヤの変更について協議（免鳥、臨海消防署前ほか）
令和 5 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録</u>
令和 6 年 2 月	第 4 回活性化会議で海岸地域バス広域ルートの運行経路変更に伴う停留所の新設・廃止及びダイヤの変更について協議（くにみクラゲ公民館前ほか）
令和 7 年 2 月	第 4 回活性化会議で海岸地域バス広域ルートの運行経路変更に伴う停留所の移設・廃止及びダイヤの変更について協議（長橋、長橋口）
令和 8 年 2 月	第 4 回活性化会議で海岸地域バス広域ルートの運休日の追加について協議
令和 8 年 10 月	<u>自家用有償旅客運送の更新登録（予定）</u>

2 運行計画の概要

(1) 路線・系統

- ①海岸広域ルート：八ツ俣～鮎川、長尾～ゲンキーなつめ店
- ②越廼地区ルート：八ツ俣～浜北山、蒲生～越廼中学校

(2) 運行の態様

系統名	運行数/日	運行曜日	運行車両の定員	備考
海岸広域ルート	8 便（4 往復）	毎日	1 4 人	火・土は10 便 （5 往復）
越廼地区ルート	6 便（3 往復）	月曜～金曜	4 5 人	スクール輸送あり

(3) 運賃

各ルートとも1 乗車1 0 0 円

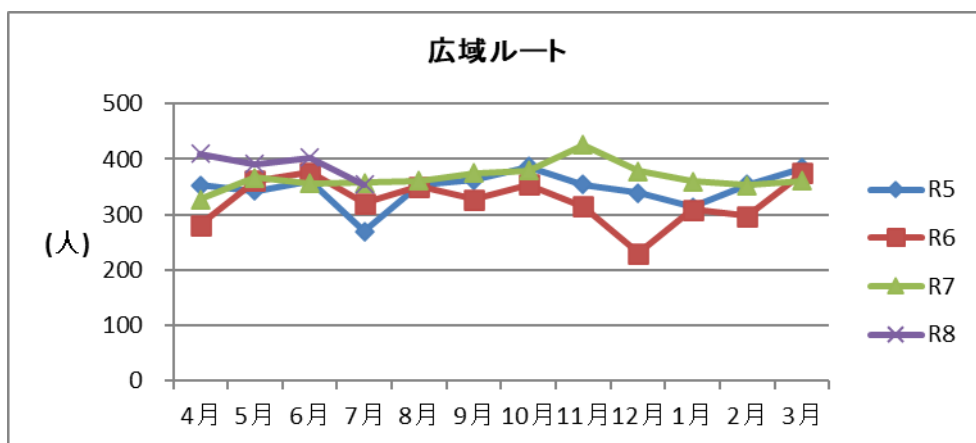
ただし、越廼地区ルートを通学のために利用する場合は無料

3 利用状況

海岸地域バス（広域ルート）

(人)

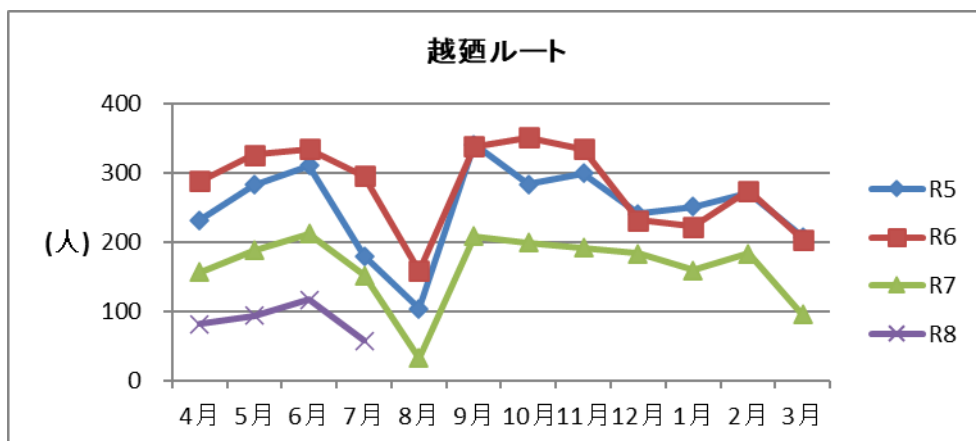
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
R5	353	343	361	270	353	362	386	354	339	314	354	384	4,173
R6	281	361	376	321	351	328	354	315	230	309	297	375	3,898
R7	328	367	357	358	361	375	380	426	378	360	353	361	4,404
R8	410	391	403	354	-	-	-	-	-	-	-	-	1,558



海岸地域バス（越廼ルート）

(人)

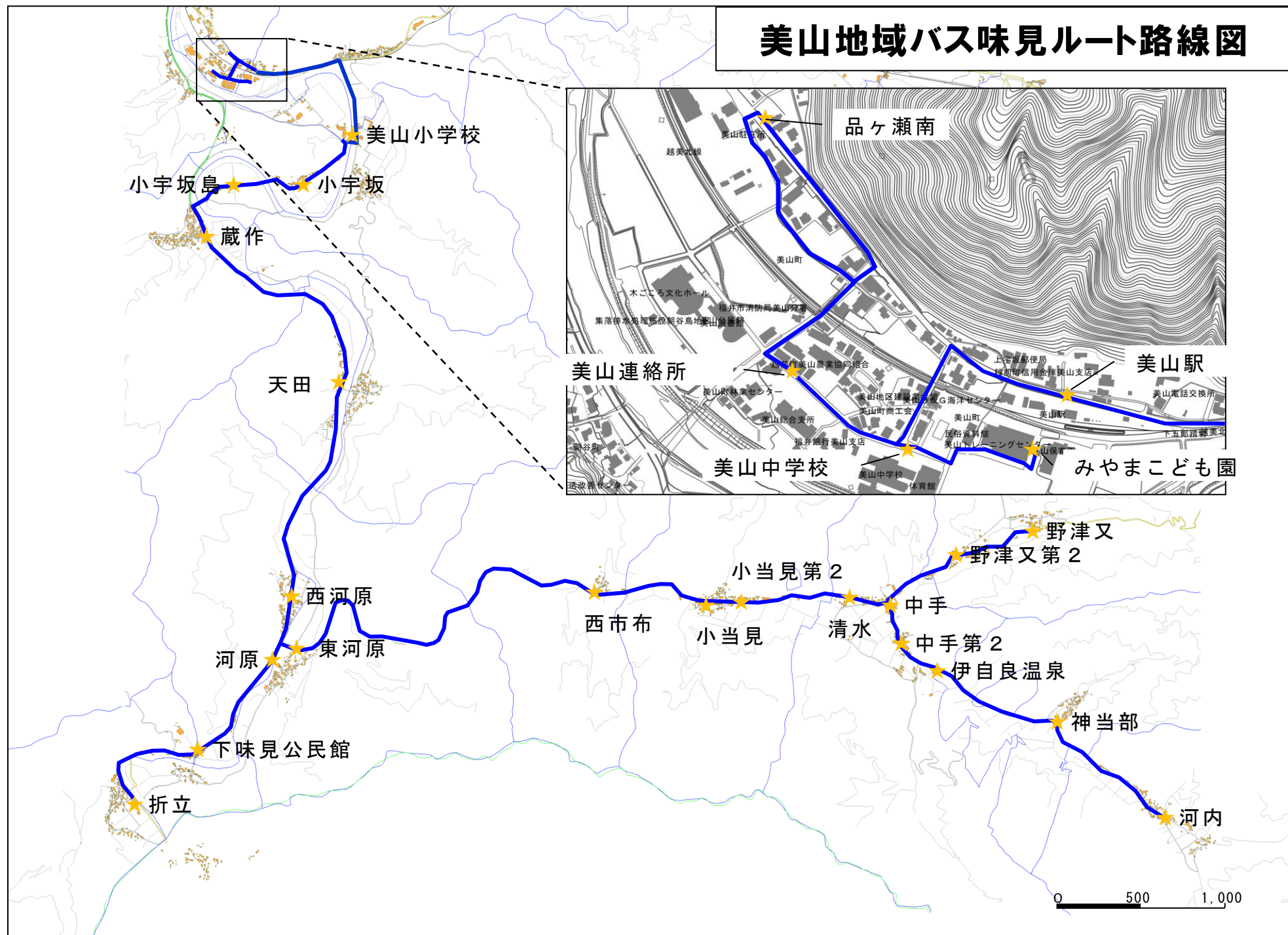
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
R5	231	282	310	180	104	341	283	299	241	251	271	207	3,000
R6	288	326	334	295	158	338	351	334	231	222	274	204	3,355
R7	156	188	212	152	32	208	199	192	183	159	183	95	1,959
R8	81	93	117	57	-	-	-	-	-	-	-	-	348



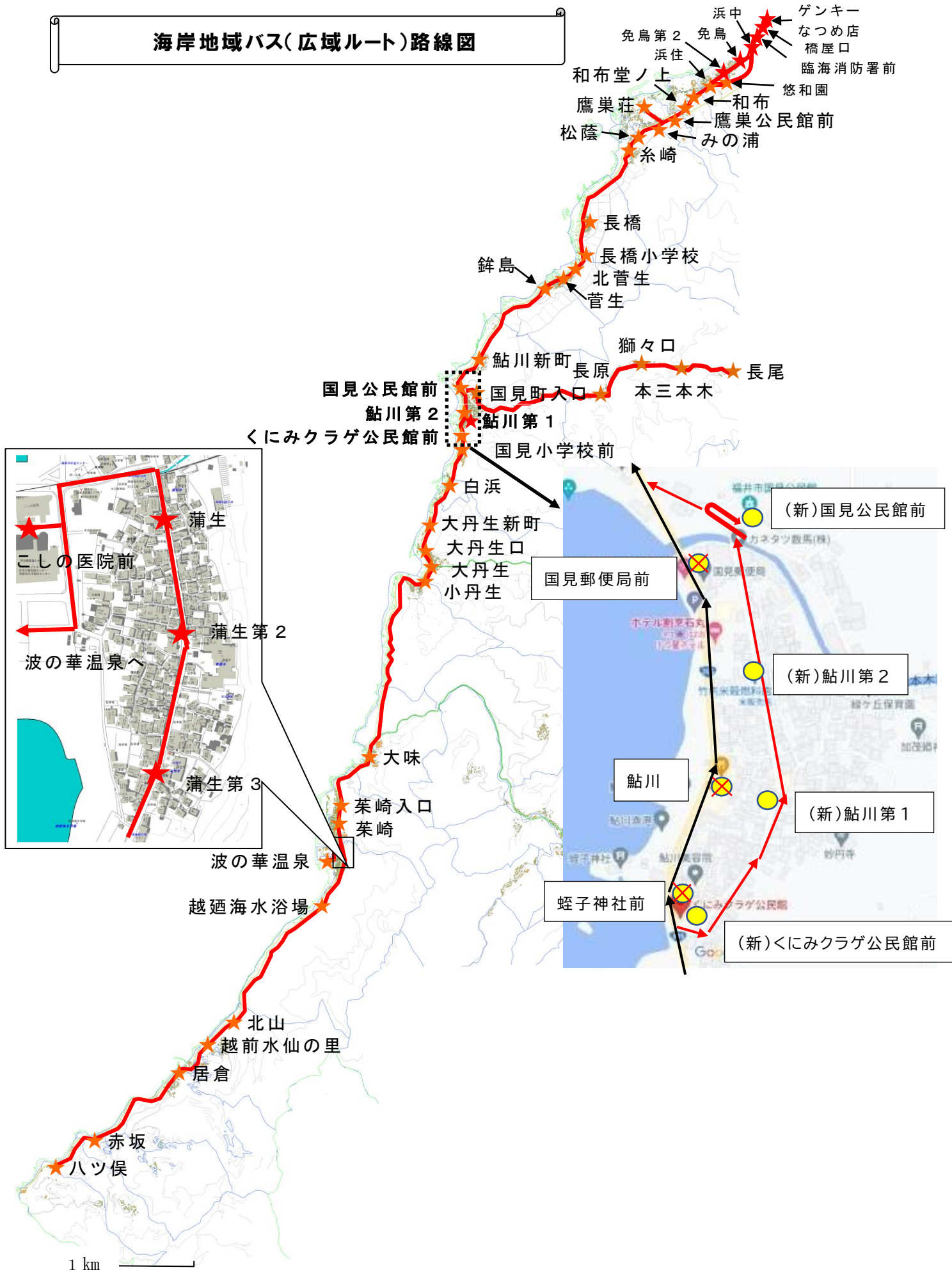
美山地域バス芦見ルート路線図



美山地域バス味見ルート路線図



海岸地域バス(広域ルート)路線図



海岸地域バス(越廼地区)運行ルート

